旧称：不明
所在地：(a)シリア・アラブ共和国（活動地）(b)イラク（支援ネットワークあり）
国連制裁委員会による指定日：2014年5月14日（2017年6月7日及び2018年6月5日に改訂）
その他の情報：アル・カーイダ（166. に指定した団体）と連携している。アル・カーイダの外国人工作員と共に、シリア・アラブ共和国の地元の分隊に加わり、テロ活動やゲリラ活動を行うために、シリア人や外国のイラクのアル・カーイダ（453. に指定した団体）及びアスバト・アルアンサル（172. に指定した団体）の戦闘員を引き寄せた。イラクのアル・カーイダ（453. に指定した団体）としてリストに掲載されているＩＳＩＬ（いわゆる「イスラム国」）、及びその指導者である、イブラヒーム・アッワード・イブラヒーム・アリー・アル・バドリー・アル・サマッライ（600. に指定した個人）と連携していたが、2013年に連携を解消した。2016年7月には、レバントの人々のためのアル・ヌスラ戦線の指導者である、アブ・モハンメド・アル・ジャウラニ（637. に指定した個人）は、同団体がその名称をジャブハト・ファタハ・アル・シャームに変更し、もはやいかなる外部団体とも関係していないと表明した。当該表明及び同団体が自らをレバントの人々のためのアル・ヌスラ戦線から区別しようと試みているにもかかわらず、依然としてアル・カーイダと連携しており、この新たな団体名のもとでテロ活動の実行を継続している。2017年1月には、アル・ヌスラ戦線はシリア騒乱におけるその立場を向上し、シリアにおけるアル・カーイダの支部としてのその目的を追求するための手段として、ハイアト・タハリール・アル・シャーム（ＨＴＳ）を創設した。2013年5月30日から2014年5月13日までは、イラクのアル・カーイダ（453. に指定した団体）の別名として掲載されていた。同団体に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/notice/search/une/5790822
645. ～763. ［略］

備考　表中の［ ］の記載は注記である。

旧称：不明
所在地：(a)シリア・アラブ共和国（活動地）(b)イラク（支援ネットワークあり）
国連制裁委員会による指定日：2014年5月14日（2017年6月7日及び2018年6月5日に改訂）
その他の情報：アル・カーイダ（166. に指定した団体）と連携している。アル・カーイダの外国人工作員と共に、シリア・アラブ共和国の地元の分隊に加わり、テロ活動やゲリラ活動を行うために、シリア人や外国のイラクのアル・カーイダ（453. に指定した団体）及びアスバト・アルアンサル（172. に指定した団体）の戦闘員を引き寄せた。イラクのアル・カーイダ（453. に指定した団体）としてリストに掲載されているＩＳＩＬ（いわゆる「イスラム国」）、及びその指導者である、イブラヒーム・アッワード・イブラヒーム・アリー・アル・バドリー・アル・サマッライ（600. に指定した個人）と連携していたが、2013年に連携を解消した。2016年7月には、レバントの人々のためのアル・ヌスラ戦線の指導者である、アブ・モハンメド・アル・ジャウラニ（637. に指定した個人）は、同団体がその名称をジャブハト・ファタハ・アル・シャームに変更し、もはやいかなる外部団体とも関係していないと表明した。当該表明及び同団体が自らをレバントの人々のためのアル・ヌスラ戦線から区別しようと試みているにもかかわらず、依然としてアル・カーイダと連携しており、この新たな団体名のもとでテロ活動の実行を継続している。2017年1月には、アル・ヌスラ戦線はシリア騒乱におけるその立場を向上し、シリアにおけるアル・カーイダの支部としてのその目的を追求するための手段として、ハイアト・タハリール・アル・シャーム（ＨＴＳ）を創設した。2013年5月30日から2014年5月13日までは、イラクのアル・カーイダ（453. に指定した団体）の別名として掲載されていた。同団体に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/notice/search/une/5790822
645. ～763. ［同左］

官庁報告

官庁事項

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）第三条第二十号の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第三条第二十号に規定する指定公共機関を公示する件（平成二十五年四月十二日）の一部を次のように改正する指定をしたので公示する。

平成三十年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

第八十六号を第八十七号とし、第十三号から第八十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三　沢井製薬株式会社

公告

諸事項

横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業環境影響評価準備書の縦覧及び意見書の提出について

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第十四条第一項の規定に基づき、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成したので、法第十六条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成三十年六月二十二日

国土交通省関東地方整備局長　泊　宏

一　事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称
　国土交通省関東地方整備局
　横浜市
代表者の氏名
　国土交通省関東地方整備局長　泊　宏
　横浜市長　林　文子
主たる事務所の所在地
　国土交通省関東地方整備局
　埼玉県さいたま市中央区新都心二番地一号
　横浜市

二　対象事業の名称、種類及び規模

対象事業の名称
　神奈川県横浜市中区港町一丁目一番地
対象事業の種類
　公有水面の埋立て
対象事業の規模
　面積　約百四十ヘクタール

三　対象事業が実施されるべき区域

神奈川県横浜市中区本牧ふ頭地先海域

四　環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

神奈川県横浜市中区（かもめ町、北方町、小港町、新山下一丁目～三丁目、諏訪町、千鳥町、千代崎町、豊浦町、錦町、本郷町、本牧大里町、本牧三之谷、本牧十二天、本牧町、本牧原、本牧ふ頭、本牧間門、本牧宮原、本牧元町、本牧和田、南本牧、山下町二百七十八・二百七十九番地、山手町、和田山）及び鶴見区（大黒ふ頭）